

「ありが糖運動」ロゴマーク利用に関する規程

第1 目的

この規程は、「ありが糖運動」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものです。

第2 ロゴマークの使用方法

ありが糖運動の参画団体・企業・個人として、ロゴマークを使用する場合は、「ありが糖運動」の趣旨に賛同し、本規程を遵守することについて、「ありが糖運動」事務局(以下「事務局」という。)に対し申請を行った者(以下「使用者」という。)とし、その使用者は、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、包装資材、又はWebサイト等でロゴマークを使用することができます。

また、ロゴマークは無償で使用することができます。

ロゴマークの使用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からの申請は受け付けません。

第3 ロゴマークを使用する者の義務

使用者は、本規程及び農林水産省が定める規則等を遵守するとともに、「ありが糖運動」の趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、ロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

使用者は、第三者がロゴマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、事務局に通報する義務を負うものとします。

使用者は、ロゴマークの使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等(以下単に「係争等」という。)については、対応を事務局と協議して決定するものとし、係争等に要した費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。)は、使用者が負担するものとします。

使用者は、ロゴマークの使用に係る第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、事務局、農林水産省その他の第三者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

第4 ロゴマークの禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 1 募金活動と結びつけた使用
- 2 企業、団体等が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 3 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 4 その他「ありが糖運動」の趣旨に反すると認められるような使用

第5 ロゴマークの不適切な使用等に当たったの措置

使用者が、本規程、「ありが糖運動」の趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための改善要求
- 2 警告
- 3 企業名・団体名の公表
- 4 法的措置

第6 規程の改定

本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

附則

本利用規程は令和2年4月1日から施行。